

第151回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和4年9月8日（木） 17:00～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

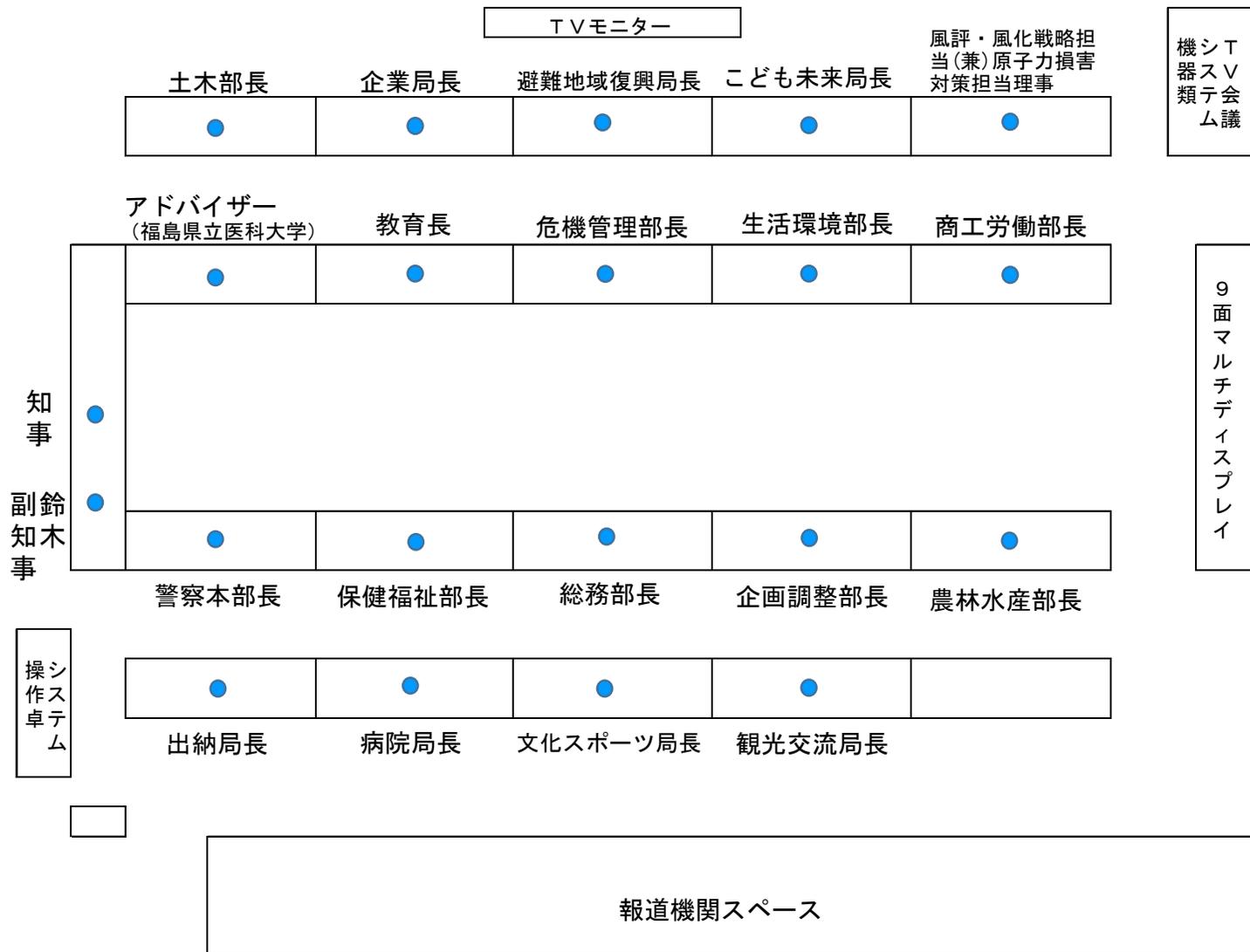
1 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況等について
- (3) その他

2 資 料

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料3】 療養期間等の見直しについて
- 【資料4】 新型コロナワクチンの接種状況等について
- 【資料5】 福島県医療非常事態宣言
- 【資料6】 福島県感染拡大警報強化版（BA.5 対策強化宣言）
- 【資料7】 新型コロナウイルス感染症対策について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第151回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知 事	内 堀 雅 雄	
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副 知 事	井 出 孝 利	欠席
4	総 務 部	部 長	安 齋 浩 記	
5	危 機 管 理 部	部 長	渡 辺 仁	
6	企 画 調 整 部	部 長	橘 清 司	
7	避 難 地 域 復 興 局	局 長	松 本 雅 昭	
8	文 化 ス ポ ー ツ 局	局 長	永 田 嗣 昭	
9	生 活 環 境 部	部 長	久 保 克 昌	
10	保 健 福 祉 部	部 長	國 分 守	
11	こ ど も 未 来 局	局 長	鈴 木 竜 次	
12	商 工 労 働 部	部 長	小 笠 原 敦 子	
13	観 光 交 流 局	局 長	市 村 尊 広	
14	農 林 水 産 部	部 長	小 柴 宏 幸	
15	土 木 部	部 長	曳 地 利 光	
16	出 納 局	局 長	金 子 市 夫	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理 事	白 石 孝 之	
18	企 業 局	局 長	山 寺 賢 一	
19	病 院 局	局 長	三 浦 爾	
20	教 育 委 員 会	教 育 長	大 沼 博 文	
21	警 察 本 部	本 部 長	児 嶋 洋 平	
○	福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー	県立医科大学 教 授	金 光 敬 二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	事 務 局 長	伊 藤 賢 一	
2	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 担 当 次 長	菅 野 俊 彦	
3	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	次 長	半 澤 浩 司	
4	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長	郡 司 博 道	
5	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長 (兼)医療対 策 班 長	金 成 由 美 子	
6	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	医 療 対 策 班 長	玉 川 啓	

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和4年9月7日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	167,171人
（うち死亡者数	248人）

(性別)

男性	83,450人
女性	83,666人
不明	55人

※福島県陽性者登録センターで申請受付した陽性者は、性別不明の場合があります。

(年代別)

10歳未満	27,750人
10代	24,116人
20代	21,859人
30代	26,373人
40代	24,444人
50代	16,180人
60代	12,227人
70代	7,317人
80代	4,524人
90歳以上	2,371人
その他	10人

○療養者の状況

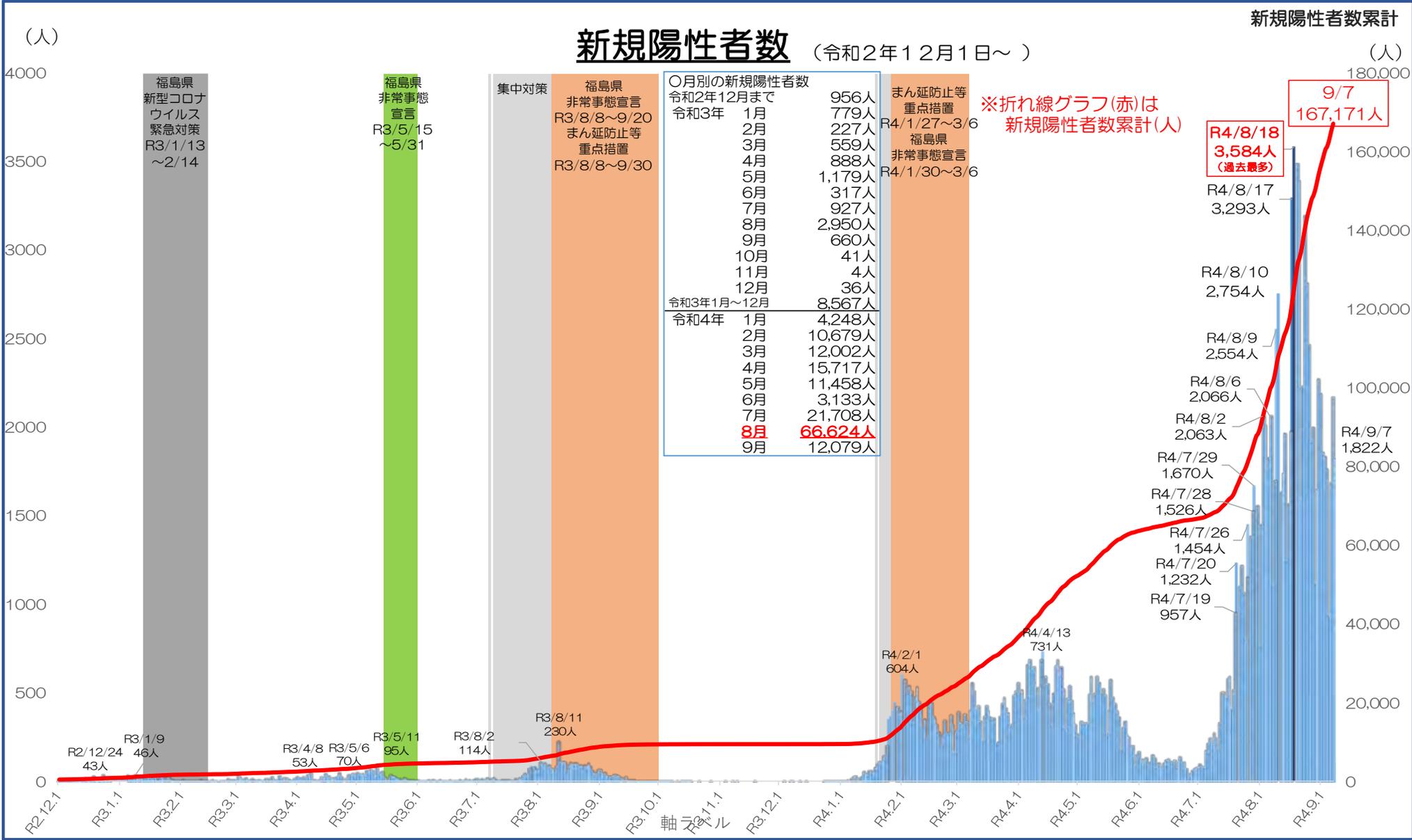
入院者数	306人
（うち重症者数	1人）
宿泊療養施設入所者数	446人
自宅療養者数	16,268人
療養者数（合計）	17,020人

※7月28日判明分より「療養先調整中の人数」は「自宅療養者数」に含まれている。

○退院・退所者等数（死亡者含む） 150,151人

【病床等の状況】

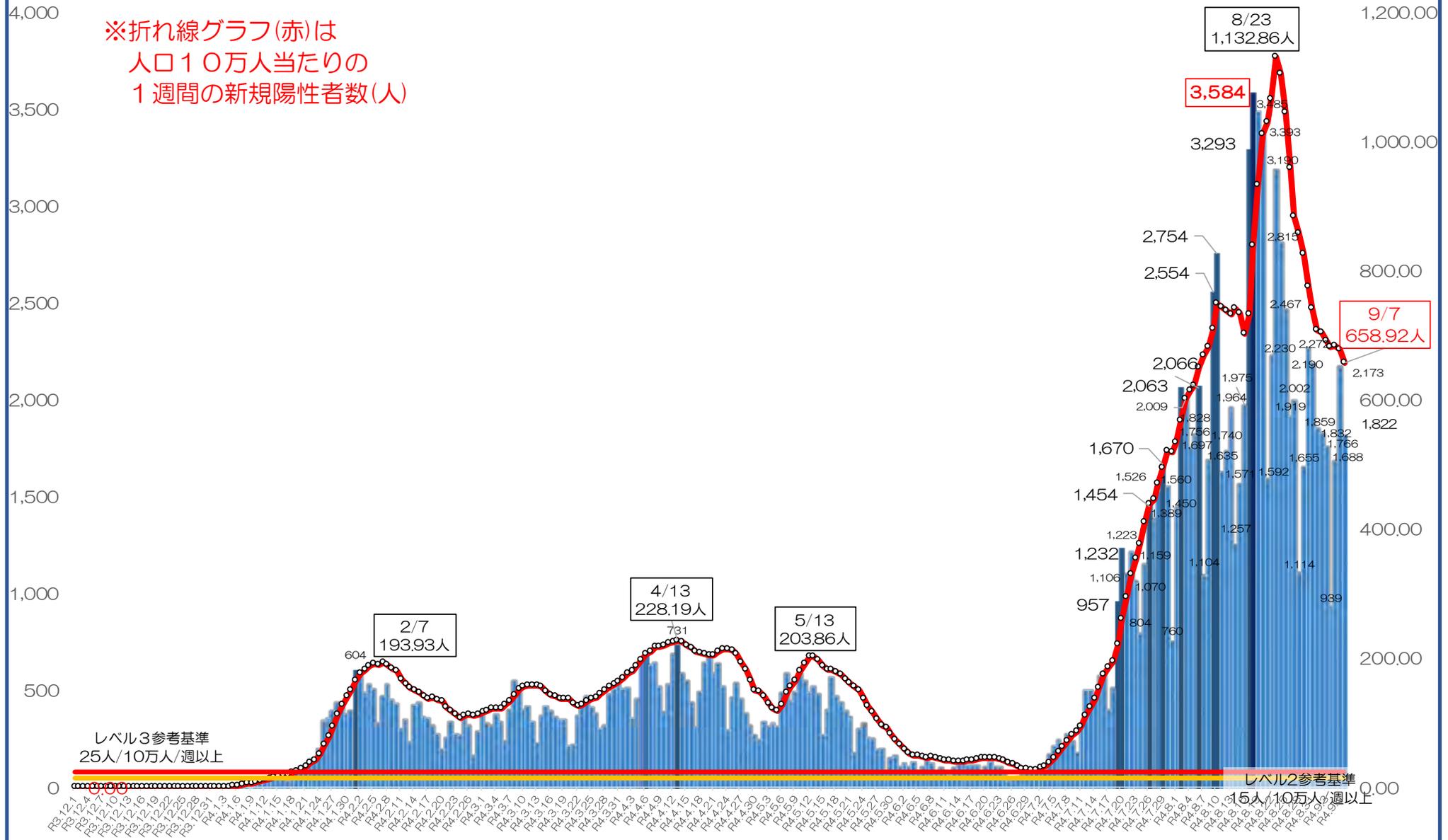
即応病床数	757床
確保病床数（通常時最大）	761床
（緊急時最大）	823床
（うち重症者用病床数	45床）
病床使用率	40.2%
（うち重症者用病床使用率	2.2%）
宿泊療養確保室数（稼働室数）	1,547室

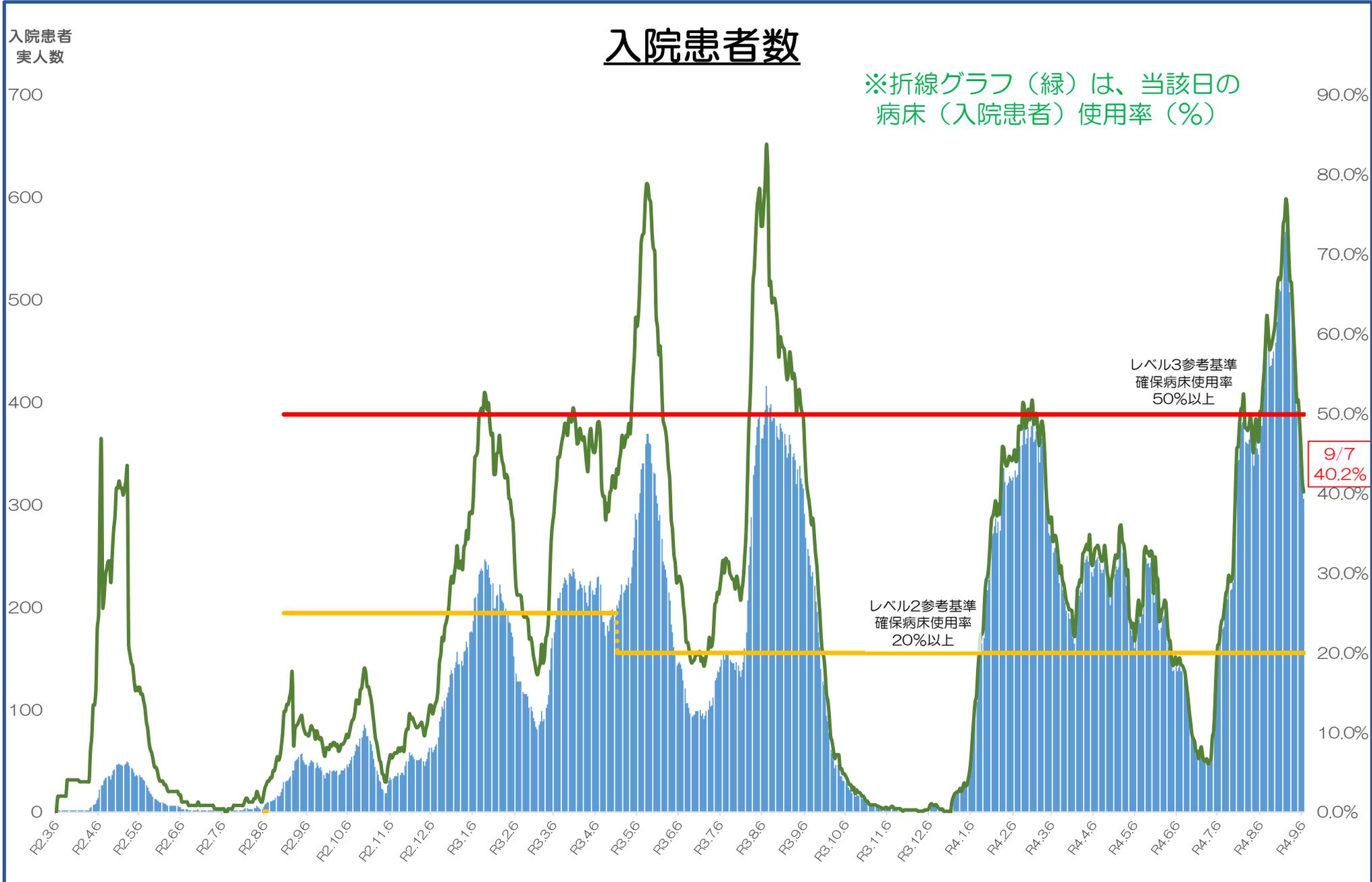


新規陽性者人数

12月以降の新規陽性者数

※折れ線グラフ(赤)は
人口10万人当たりの
1週間の新規陽性者数(人)

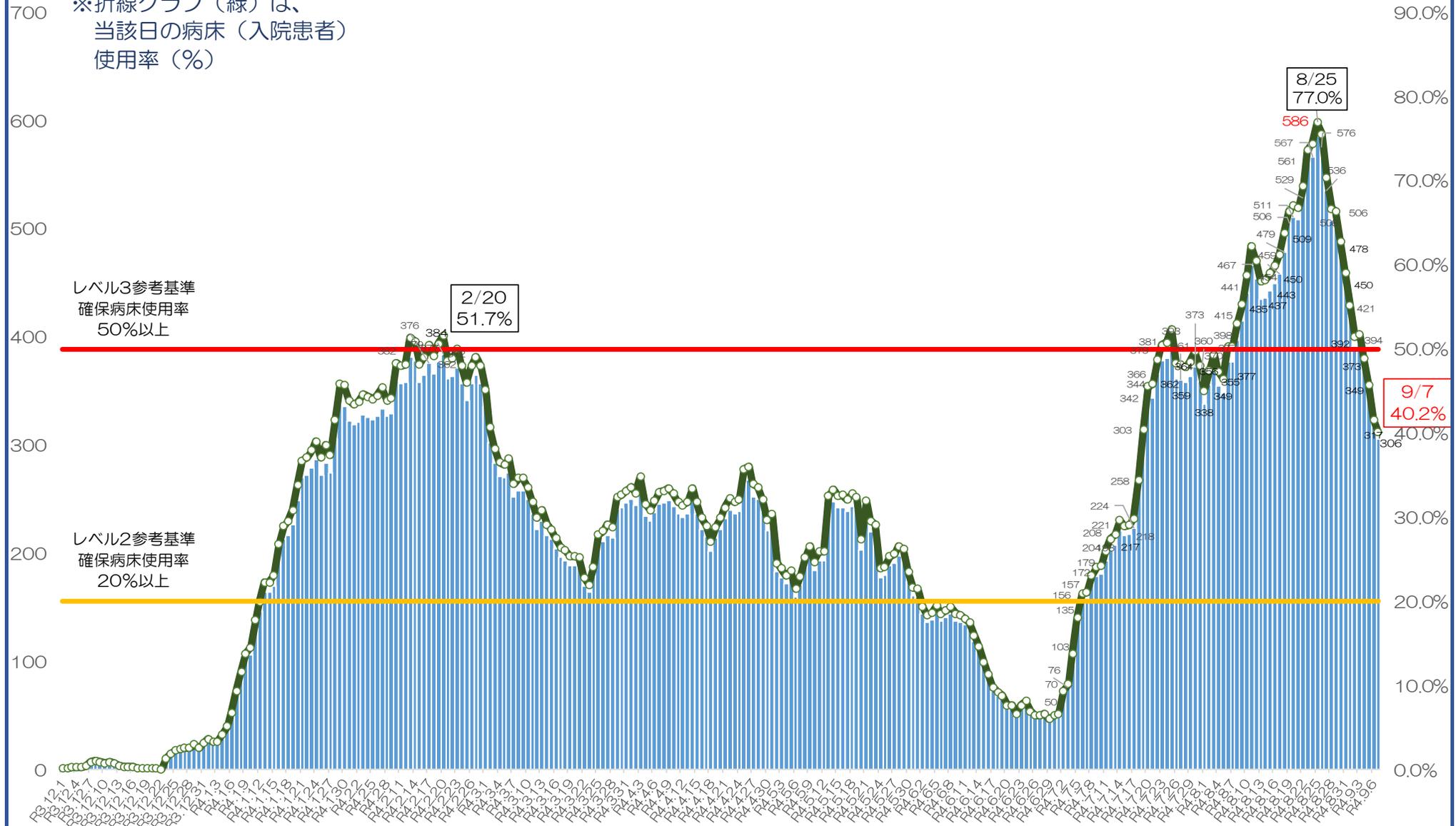




12月以降の病床使用率及び入院患者数

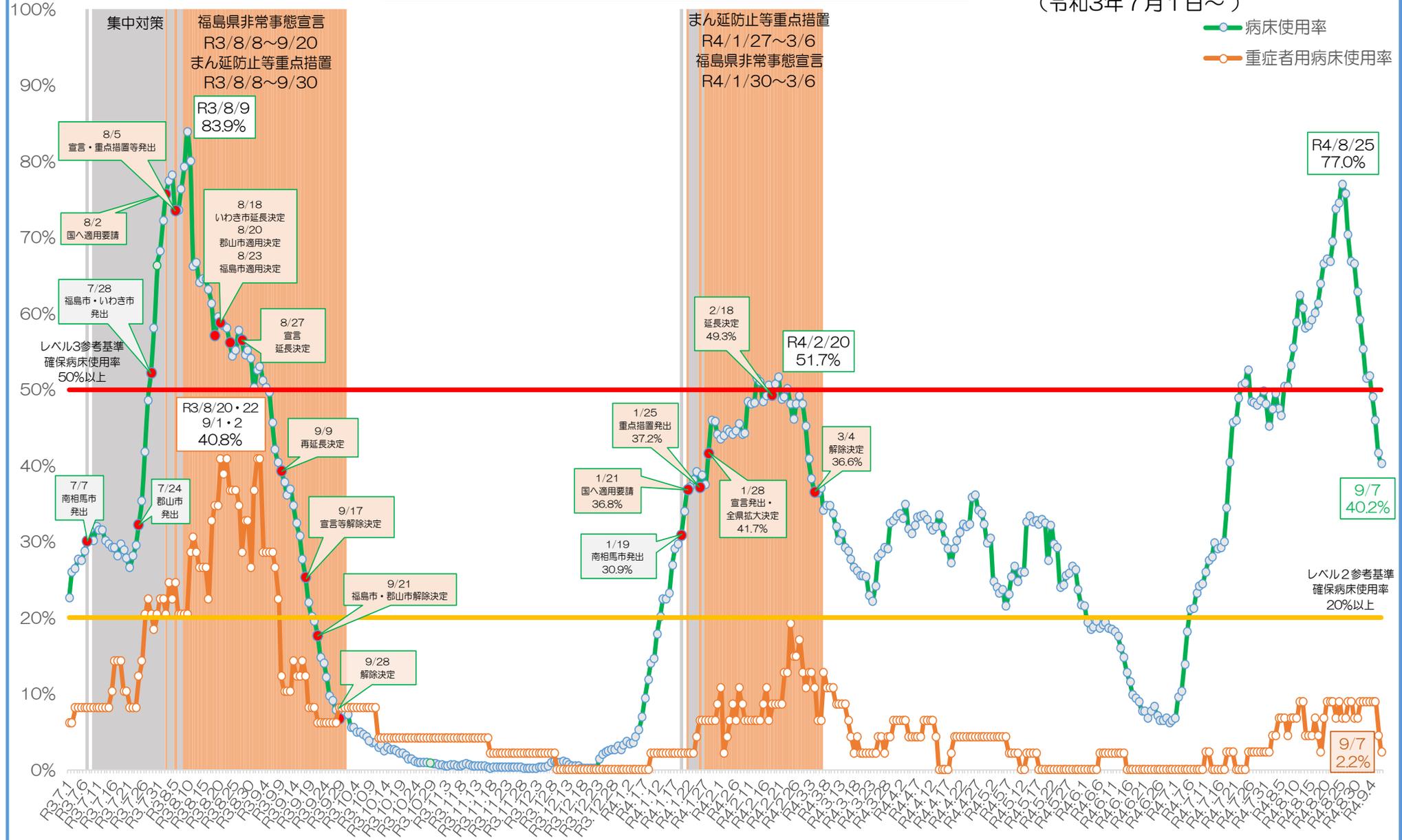
入院患者
実人数

※折線グラフ（緑）は、
当該日の病床（入院患者）
使用率（%）

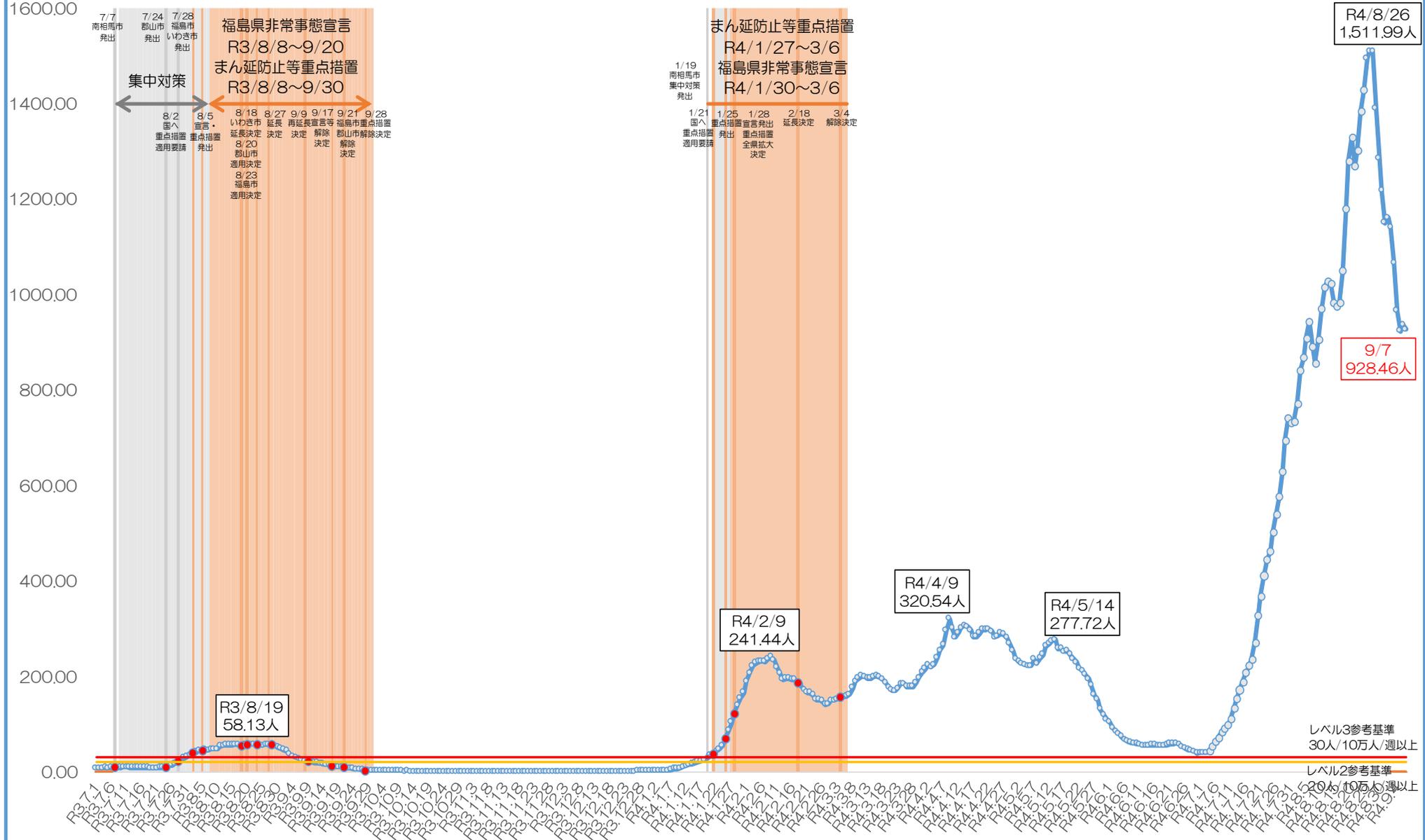


病床使用率及び重症者用病床使用率

(令和3年7月1日～)

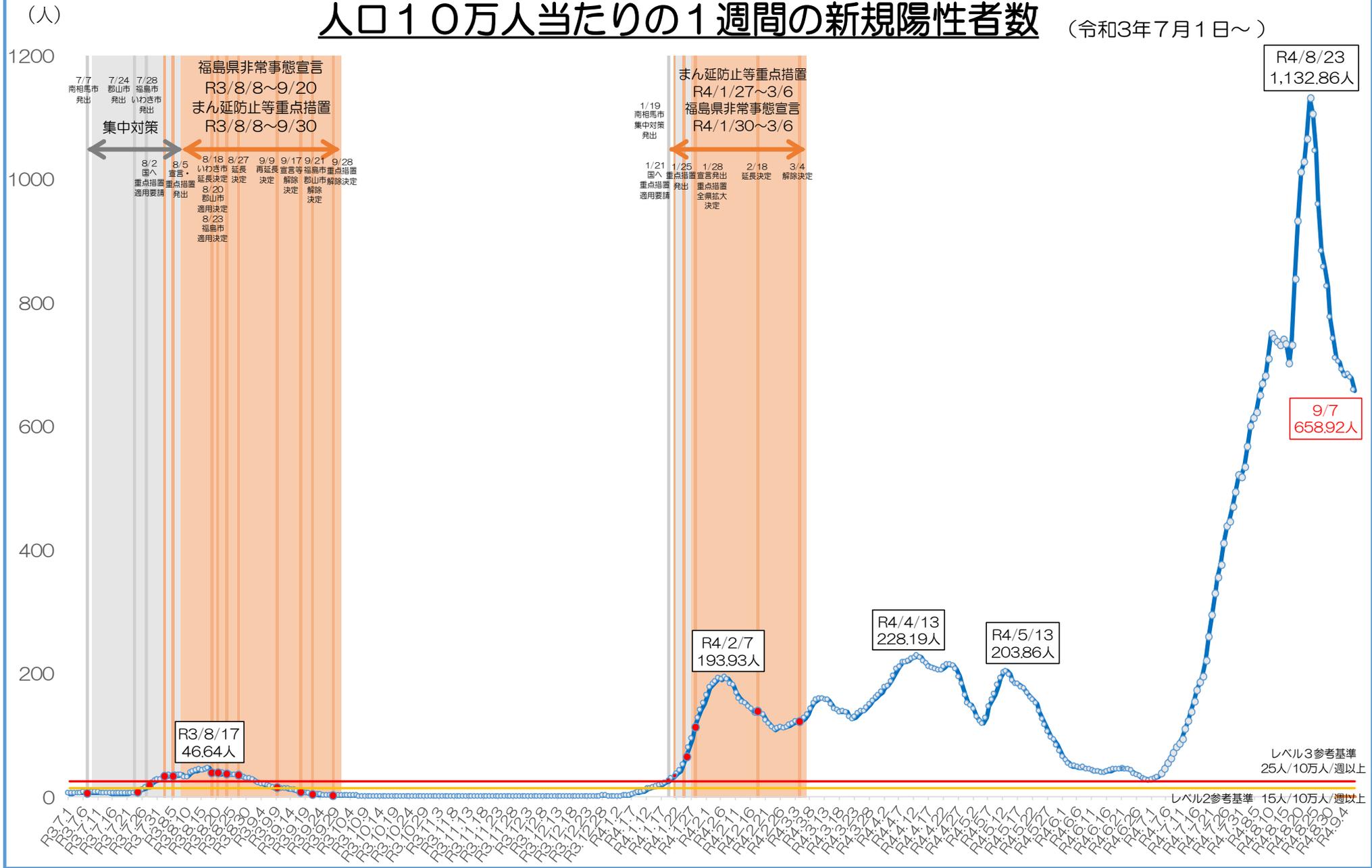


人口10万人当たりの療養者数 (令和3年7月1日～)

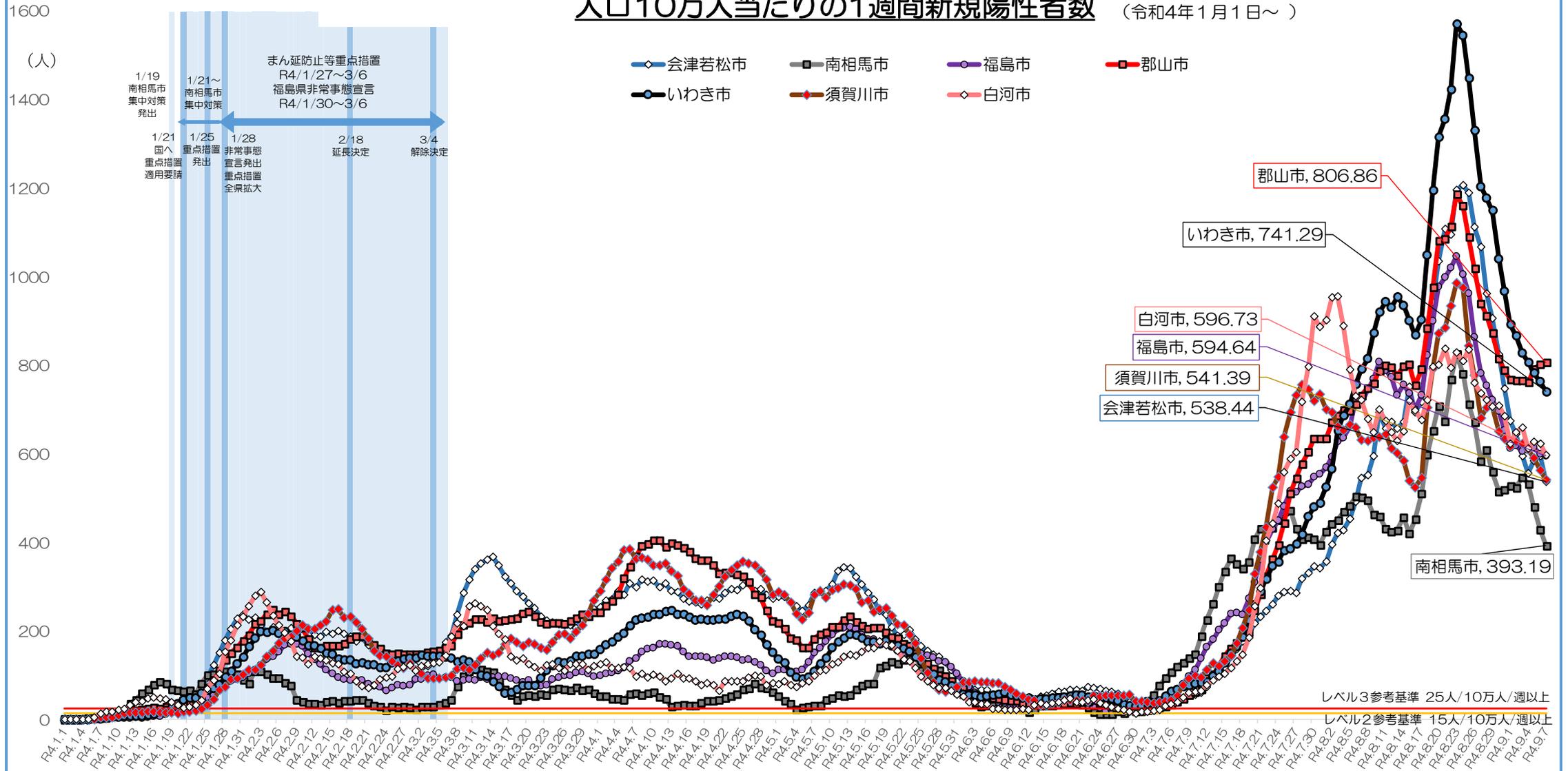


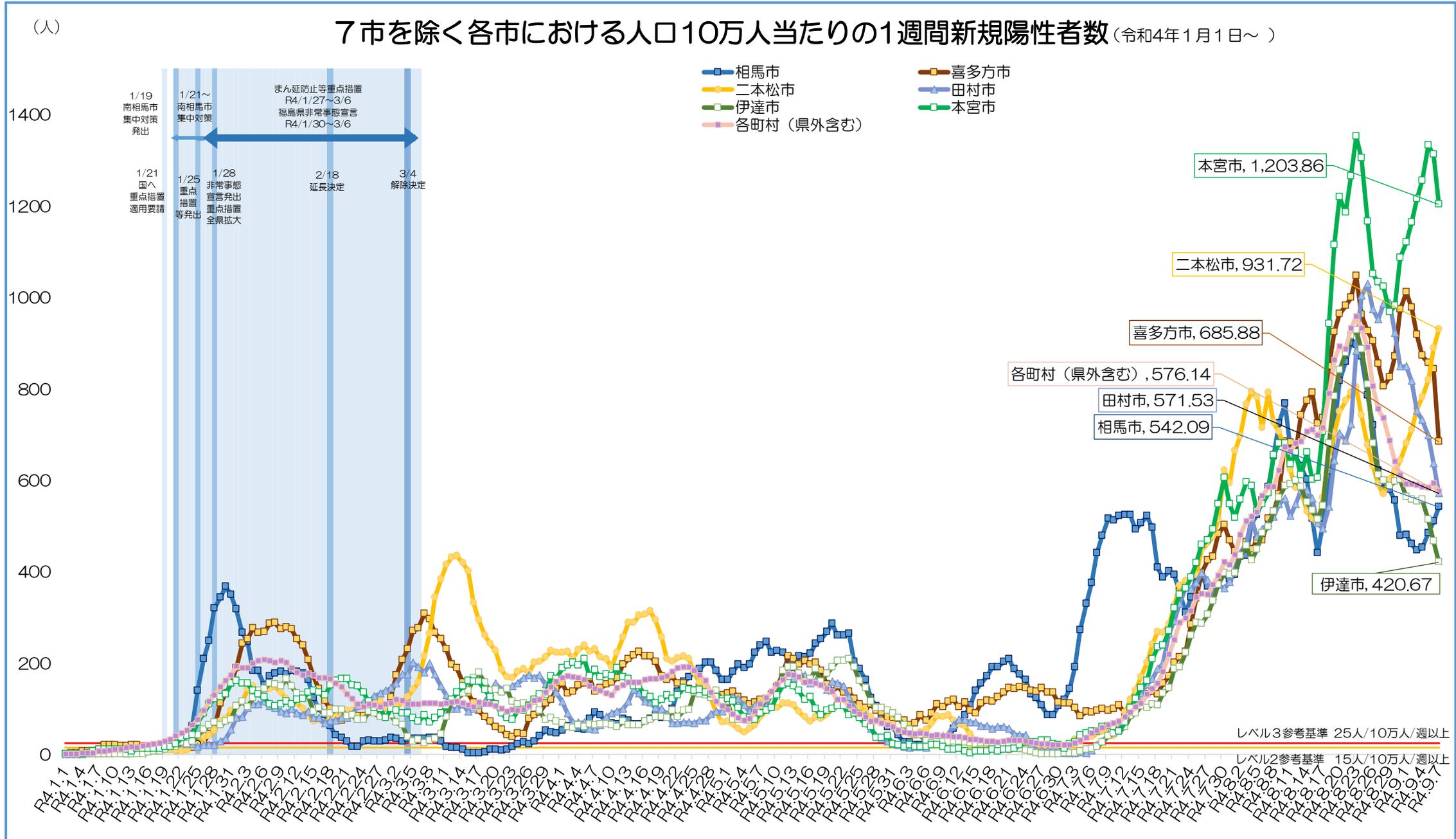
人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数

(令和3年7月1日～)



福島市・郡山市・いわき市・会津若松市・白河市・須賀川市・南相馬市における 人口10万人当たりの1週間新規陽性者数 (令和4年1月1日～)





【参考】
レベル判断の参考とするモニタリング指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			
	①病床の逼迫具合				②療養者数 〔10万人当たり〕	③PCR 陽性率	④新規陽性者数 〔10万人当たり ／1週間〕	⑤感染経路 不明割合 (1週間)
	入院医療			重症者用病床				
	確保病床の 使用率	予測ツールによる 病床数の推計 〔3週間後の 必要病床数〕	入院率	確保病床の 使用率				
本県の現状 (直近1週間) (9/1~9/7)	40.2% 〔 $\frac{306}{761}$ 床〕	(参考) 100.3% 〔 $\frac{763}{761}$ 床〕	(参考) 1.8% 〔 $\frac{306}{17,020}$ 人〕	2.2% 〔 $\frac{1}{45}$ 床〕	928.46人 〔17,020人〕	(参考) 45.4% 〔 $\frac{12,008}{26,470}$ 件※〕	(参考) 658.92人 〔12,079人〕	算出不能
本県の現状 (先週1週間) (8/25~8/31)	59.1% 〔 $\frac{450}{761}$ 床〕	(参考) 94.3% ※8月30日現在 〔 $\frac{718}{761}$ 床〕	(参考) 2.1% 〔 $\frac{450}{21,098}$ 人〕	8.9% 〔 $\frac{4}{45}$ 床〕	1,150.91人 〔21,098人〕	(参考) 42.1% 〔 $\frac{13,540}{32,165}$ 件〕	742.93人 〔13,619人〕	算出不能

※PCR陽性率の分母は、行政検査の件数と医療機関から報告のあった検査件数のみを計上している

カッコ内は福島県の数値

レベル2の 参考基準	20%以上 (153/761床以上)	(参考) (50%以上) (381/761床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (9/45床以上)	20人以上 (367人以上)	5%以上	15人以上 (275人以上)	50%以上 直近1週間の 新規陽性者数が 100名以上の場合
レベル3の 参考基準	50%以上 (381/761床以上)	(参考) (80%以上) (609/761床以上)	(参考) (25%以下) (入院者数/療養者数)	50%以上 (23/45床以上)	30人以上 (550人以上)	(参考) (10%以上)	(参考) (25人以上) (459人以上)	(参考) (50%以上) 直近1週間の 新規陽性者数が 100名以上の場合

レベル1からレベル2への移行基準

→レベル2の指標が1つでも該当する場合にレベル2に引き上げを検討する。

レベル2からレベル3への移行基準

→レベル3の指標が1つでも該当する場合にレベル3に引き上げを検討する。
なお、レベル判断にあたっては、病床のひっ迫具合を重視する。

→ これらをベースに総合的に判断する。

・予測ツールによる病床数の推計（3週間後の必要病床数）については、国の指標の取り扱いにあわせ、参考指標とした。（令和4年1月14日）

国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数（上位5都道府県）

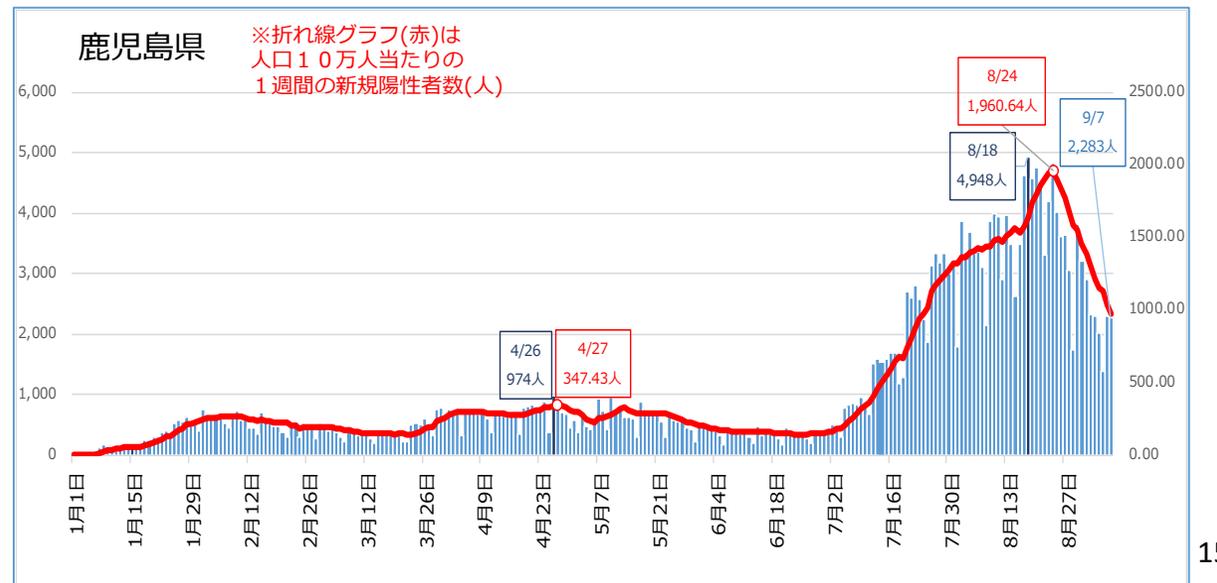
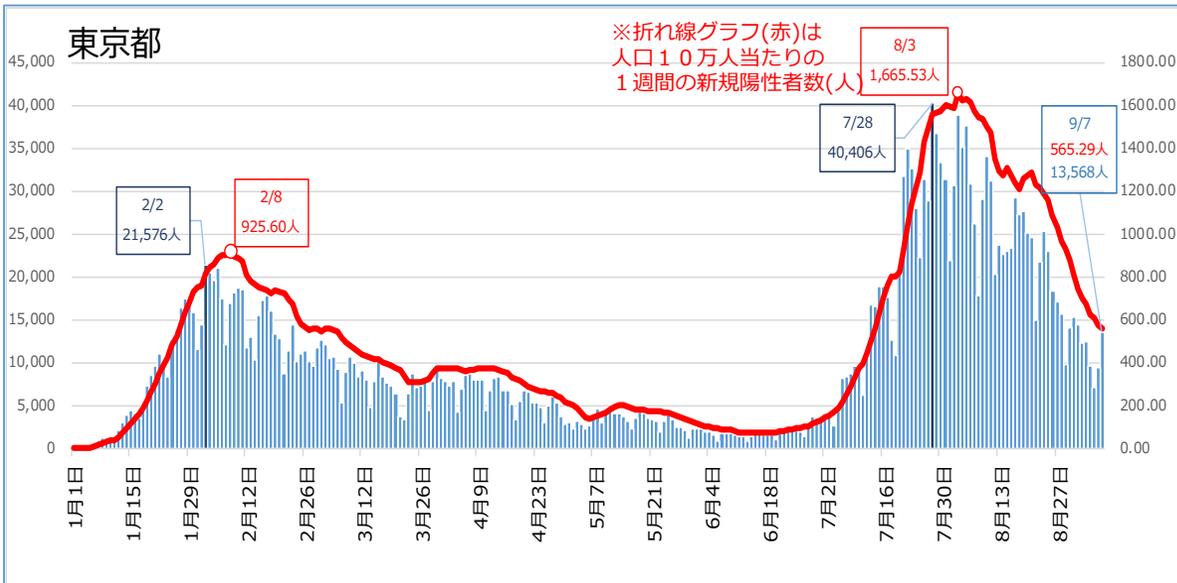
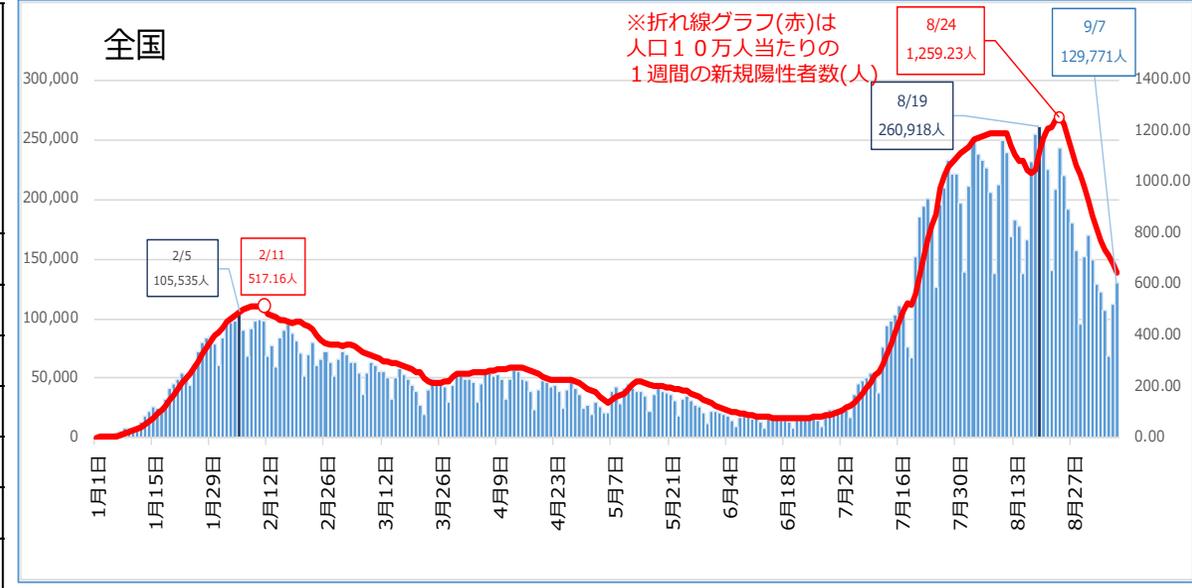
人口10万人当たりの直近1週間の
新規陽性者数（上位5都道府県）

順位	都道府県名	9/7公表分 (8/31~9/6)の 新規陽性者数 (直近1週間)	(参考) 8/7~9/6の 新規陽性者数
1	東京都	79,410	616,399
2	大阪府	62,848	469,459
3	愛知県	56,411	370,745
4	神奈川県	39,720	273,435
5	埼玉県	39,513	255,236
20	福島県	12,447	65,709
	全国計	819,256	5,484,213

(単位：人)

順位	都道府県名	9/7公表分 (8/31~9/6)の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	鹿児島県	976.54
2	宮崎県	926.91
3	徳島県	893.46
4	長崎県	858.02
5	広島県	835.20
27	福島県	678.99
	全国	649.45

(単位：人)



令和4年9月7日から、療養期間等が見直しされました。（同日時点で、患者である方にも適用されます。）

【注意】 症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、**感染リスクがあります**。
 検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、**解除後も感染予防行動の徹底をお願いします**。

○**症状のある方**（入院者・高齢者施設入所者を除く）

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後※24時間経過した場合には8日目から解除可能

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに、解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいいます。



○**症状がない方**

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除可能（従来どおり）

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には6日目に解除可能



<**療養期間中の外出について**>

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことが可能。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について

1 接種実績(累計) (令和4年9月7日時点)

	接種回数	全人口に対する 接種率	(うち5歳以上11歳以下)	
			接種回数	対象人口に対する 接種率
合計	5,009,368 回	-	83,743 回	-
うち1回目接種	1,607,006 回	86.1%	43,395 回	42.6%
うち2回目接種	1,587,684 回	85.1%	40,348 回	39.6%
うち3回目接種	1,322,270 回	71.8%	-	-
うち4回目接種	492,408 回	-	-	-
全人口 (または対象人口)		1,840,525 人		101,938 人

※ 人口は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳データから推計している。

※ 接種率は、死亡した方の接種日が令和3年中の接種回数を除いている。

※ 4回目接種は、60歳以上の方の他、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、医療従者・高齢者施設従事者等も対象とされているため、対象人口全体の把握は困難であることから、現時点において全人口に対する接種率は算出していない。

注1：1・2回目接種の接種回数は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム（V-SYS）の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものを合算したもの。

注2：3・4回目の接種回数は、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したもの。

【3回目接種の想定対象者^(※1)に対する接種率】

9月末累計 約152.0万人 ⇨ 87.0%

※1 2回目接種完了者全員が接種を希望すると仮定した場合の数を算定。

【4回目接種の想定対象者^(※2)に対する接種率】

9月末累計 約 63.5万人 ⇨ 69.5%

※2 想定対象者（3回目接種完了者全員が接種を希望すると仮定）のうち人数の把握が可能な60歳以上の方を算定。

【参考】首相官邸HPより抜粋

3回目接種の年齢階級別接種率(小児接種を除く)の実績

令和4年9月5日更新

	12歳～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上
全国	39.7%	50.8%	54.8%	63.5%	77.2%	85.0%	86.2%	91.0%	92.3%	91.9%	86.6%
福島県	54.9%	60.7%	63.4%	72.2%	81.7%	87.4%	88.6%	94.3%	91.7%	92.6%	86.7%

※実績は、VRS（本資料更新日の公表値）により集計 ※年齢階級不明は、接種記録から除いている

小児の1・2回目接種率の実績

令和4年9月5日更新

	5歳～11歳	
全国	1回目	21.8%
	2回目	20.2%

※実績は、VRSにより集計

これまでの状況

○7月22日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

- ・ オミクロン株対応ワクチン接種を予防接種法に基づく予防接種として位置づける方向性で検討開始。
- ・ 今年秋以降、初回接種完了者全員に対して接種を実施することを想定して準備する方針を議論。

➡ 「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について」（7/22事務連絡）

- ・ 今年秋以降、初回接種完了者全員に対して接種を実施することを想定して会場等の準備を開始。

○8月8日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

- ・ ワクチンの構成（オミクロン株（BA.1型）と従来株に対応した2価ワクチン）を決定。
- ・ 今年10月半ば以降、初回接種完了者全員に対して接種を実施することを想定して準備する方針を議論。

➡ 「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その2）」（8/8事務連絡）

- ・ 今年10月半ば以降、初回接種完了者全員に対して接種を実施することを想定して準備を実施。

今般の議論

○9月2日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

- ・ **重症化はもとより、感染予防、発症予防を目的**に接種を行う。
- ・ 初回接種を終了した**12歳以上の全ての住民**を対象に実施することを想定して、準備を進める。
- ・ **9月半ばに前倒して配送**される2価のオミクロン株対応ワクチンについて、重症化リスクの高い等の理由で行われている**4回目接種に使用するワクチン**として、まずは接種開始する。
- ・ **4回目接種の一定の完了が見込まれた自治体**においては、配送ワクチンの範囲内で、**その他の初回接種が終了した者（社会機能を維持するために必要な事業の従事者や年代別など）の接種へ移行**する。
- ・ **これら以外の初回接種を完了した12歳以上の全ての住民に対する接種開始**は、引き続き、**10月半ばを目途**に準備を進める。

➡ 「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その3）」（9/2事務連絡）

- ・ 今年10月半ば以降、初回接種完了者全員に対して接種を実施することを想定して準備を実施。

※ **接種間隔等の詳細については、今後得られる情報を踏まえて引き続き検討。**

対象者別の接種するワクチンについて

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
令和4年9月6日 自治体説明会⑩資料

	オミクロン株対応ワクチン接種開始 (9月半ば過ぎ) まで	9月半ば過ぎ以降	10月半ば以降
① 1、2回目接種 がまだの方	従来型ワクチンによる 初回接種を速やかに実施	従来型ワクチンによる 初回接種を速やかに実施	従来型ワクチンによる 初回接種を速やかに実施
② 4回目接種が まだの方 ・60歳以上等+18歳以上の医療従事者等	従来型ワクチンによる 4回目接種を速やかに実施	オミクロン株対応ワクチンによる 4回目接種を速やかに実施	オミクロン株対応ワクチンによる 4回目接種を速やかに実施
③ 3回目接種が まだの方	従来型ワクチンによる 3回目接種を速やかに実施	従来型ワクチンによる 3回目接種を速やかに実施	オミクロン株対応ワクチンによる 3回目接種を速やかに実施
④ 上記以外の方 ・3回目接種終了者で②の4回目接種の 対象でない者 ・60歳以上等+18歳以上の医療従事者等 で②の4回目接種終了者	追加の接種はなし	追加の接種はなし ただし、②の一定の完了が見込まれた自治 体においては、自治体判断により、配送ワク チンの範囲内で、②以外の者であって初回接 種が終了した者（社会機能を維持するた めに必要な事業の従事者や年代別など）の接 種へ移行可	オミクロン株対応ワクチンによる 4回目接種を速やかに実施 オミクロン株対応ワクチンによる 5回目接種を速やかに実施

これまでの状況

○2月10日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

- ・ ①新型コロナウイルス感染症のまん延の状況、②有効性・安全性等に関する情報を踏まえて、5～11歳の小児に対する努力義務の適用について議論。
- ・ オミクロン株流行下でのエビデンスが不十分であることから、努力義務は適用しないこととした。

小児接種開始（2/21）

○8月8日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

- ・ オミクロン株流行下での新たな知見を踏まえ、努力義務を適用することが適当との見解。

今般の議論

○8月16日～18日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

- ・ 努力義務の適用に係る政令改正案について諮問、19日付けで答申。

○9月2日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

- ・ 小児に対して、2回目の接種から5か月以上経過後に追加接種を行うことについて諮問・答申。
- ・ 併せて、当該追加接種についても努力義務を適用することが適当との見解。

本日（9/6）より、小児に対する努力義務適用&追加接種開始

感染者数が高止まりの状況にあり、感染対策の徹底が必要です。

新規陽性者数の推移（曜日別/日陽性者数）

令和4年9月7日現在

（単位：名）

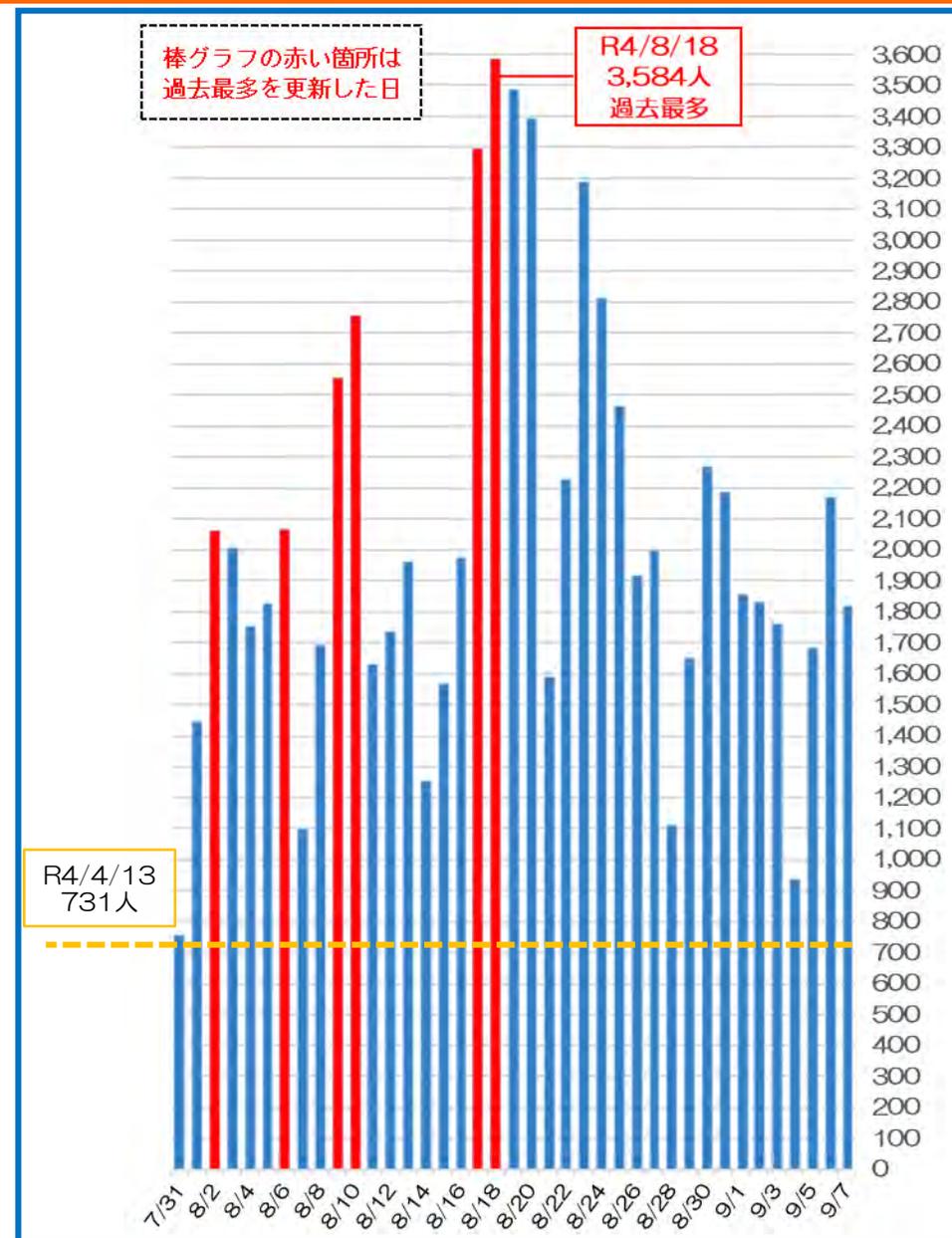
日	月	火	水	木	金	土
7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6
760 (95%)	1,450 (125%)	2,063 (142%)	2,009 (145%)	1,756 (115%)	1,828 (109%)	2,066 (132%)
8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13
1,104 (145%)	1,697 (117%)	2,554 (124%)	2,754 (137%)	1,635 (93%)	1,740 (95%)	1,964 (95%)
8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20
1,257 (114%)	1,571 (93%)	1,975 (77%)	3,293 (120%)	3,584 (219%) 過去最多	3,485 (200%)	3,393 (173%)
8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27
1,592 (127%)	2,230 (142%)	3,190 (162%)	2,815 (85%)	2,467 (69%)	1,919 (55%)	2,002 (59%)
8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3
1,114 (70%)	1,655 (74%)	2,272 (71%)	2,190 (78%)	1,859 (75%)	1,832 (95%)	1,766 (88%)
9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
939 (84%)	1,688 (102%)	2,173 (96%)	1,822 (83%)			

数字

前週より新規陽性者数が多い日（1倍以上2倍未満）

数字

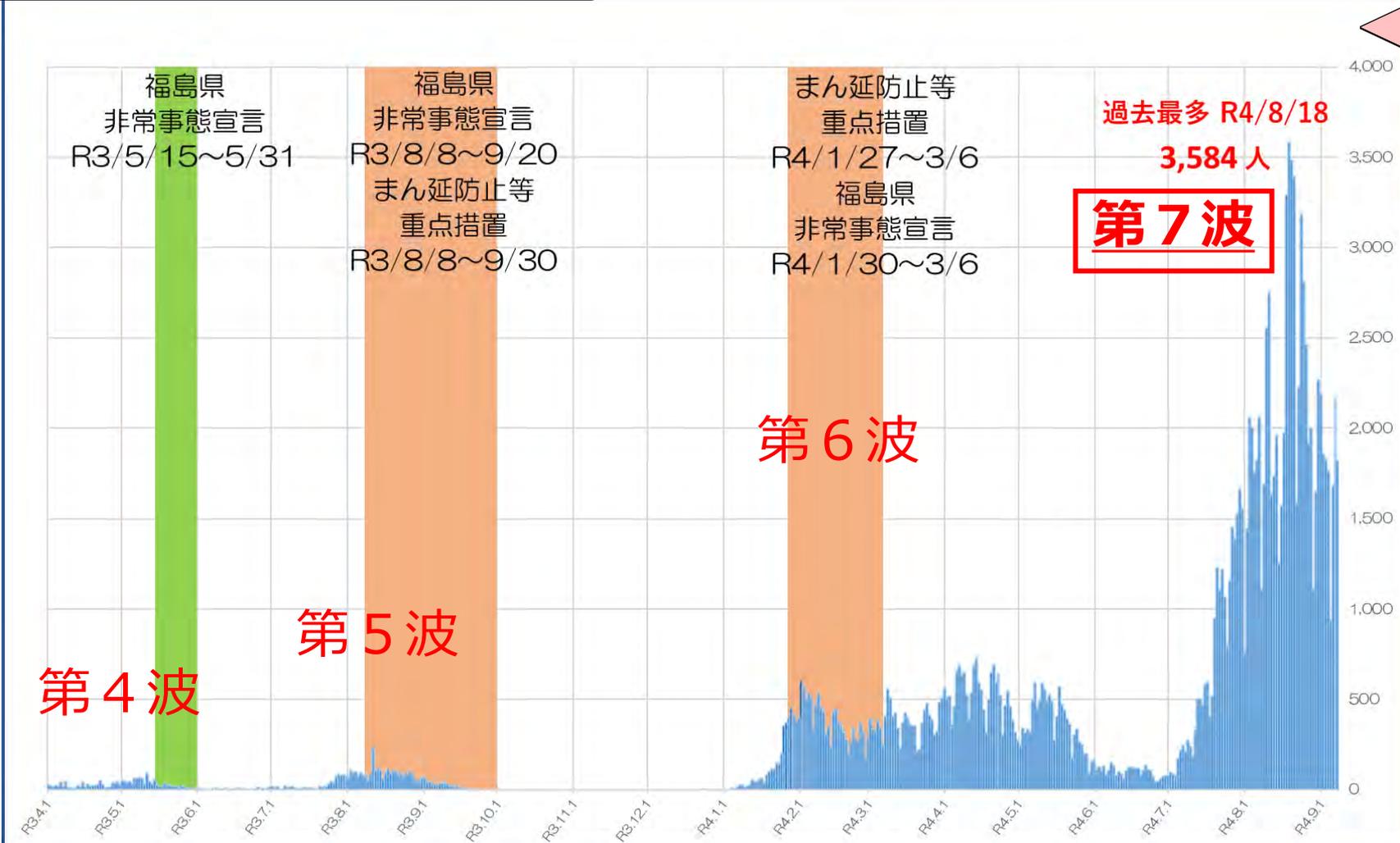
前週より新規陽性者数が多い日（2倍以上）



オミクロン株BA.5系統への置き換わりが進み、感染者数が過去最多を更新するなど、本県は第7波の中にあります。

感染拡大中

県内の新規陽性者数の推移



■ BA.4・BA.5系統の解析結果

ゲノム解析を行った時期	総件数	BA.4・BA.5系統	
		件数	割合
6/27~7/3	173	1	1%
7/4~7/10	176	13	7%
7/11~7/17	186	47 ※	25%
7/18~7/24	184	87 ※	47%
7/25~7/31	103	73 ※	71%
8/1~8/7	189	135 ※	71%
8/8~8/14	182	161	88%
8/15~8/21	109	103 ※	94%
8/22~8/28	187	182	97%
8/29~9/4	186	185	99%
9/5~9/7	87	86	99%

※BA.4含む
 【県衛生研究所等によるゲノム解析結果】
 * 陽性と診断された検体のゲノム解析は時間を要することから、上記結果は数週間前の状況を表している。

感染拡大により県内の医療体制が危機的な状況となっています

地域内での感染が急拡大する中、感染管理に努めてきた医療従事者であっても、生活の場において濃厚接触者や陽性者となるケースが急増。外来や病棟のスタッフが不足し、コロナ患者の入院や、救急患者受入れ等に支障が生じるなど、医療の現場が限界に近づきつつあります。

感染の急拡大

地域における感染の急拡大（日常生活の場にも感染リスクが拡大、患者も大幅増に）

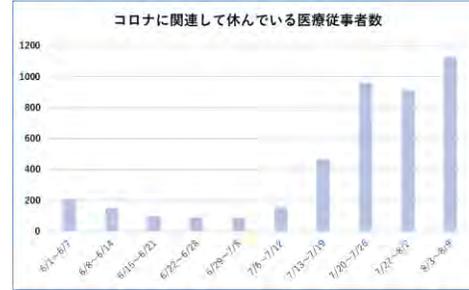
8月に入り、1日当たりの新規陽性者数が過去最多を更新するなど、地域において感染が急拡大

スタッフ不足

医療従事者等の感染によるスタッフの減

地域の感染拡大で、医療従事者も生活の場において、濃厚接触者や陽性者となる方が急増
外来・病棟で対応するスタッフが不足する状況

コロナに関連して休んでいる医療従事者数（前月比）
8月計 6,211人（265%）

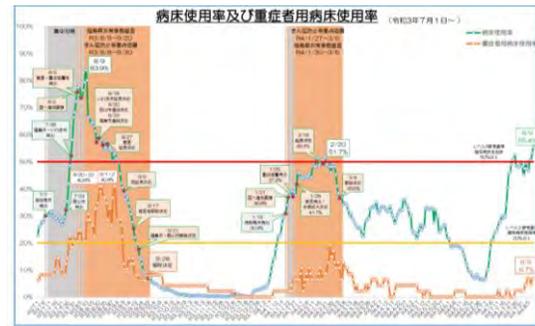


患者の大幅増

コロナ患者の大幅増・負担の増

- ・感染者の大幅増により、診療を要する患者の増
- ・症状が悪化した患者、介護を要する患者の増により、医療現場の負担感が急激に高まっています。
- ・がんや心疾患、救急など命に関わる止められない医療への対応も必要です。

確保病床使用率（9/7時点）40.2%



医療体制が危機的な状況

コロナ患者の入院の困難化
予定入院・手術の延期
外来の制限
救急医療の制限（受入の困難化）
などが生じる状況に。

【例】救急搬送困難事案件数（前年比）
8/22~8/28 : 231%
8/29~9/4 : 177%

福島県 医療非常事態宣言

福島県医療非常事態宣言に伴う協力要請

第7波による大幅な感染拡大による医療現場の危機的な状況が生じている中、命を守り、必要な医療が受けられるようにしていくためにも、県民の力を合わせた感染対策の徹底と適切な受診等を通じた医療の負荷の軽減が不可欠です。

I 感染者数を減らすことによる医療の負荷の軽減

地域内の生活の場での感染拡大により、患者数の増に加え、介護を要する患者の増となり、更には、医療従事者の感染等による医療の制限が生じています。必要な医療を受けられるよう、**県民の力を合わせ、感染対策を徹底し、感染者数を減らしましょう。**

II 適切な受診等による医療の負荷の軽減

- 重症化リスクが低く、軽症の方は、まずは自宅での療養と健康観察をお願いします。

救急外来や救急車は、重症の患者に対応するためのものです。症状が軽く、65歳未満で基礎疾患（透析等を含む）、妊娠中でなければ、慌てて受診する必要性はありません。受診の際は、電話の上、**平日の診療時間内での受診をお願いします。**なお、水分が飲めない、呼吸が苦しい、乳幼児で顔色が悪い等の場合は、早めに受診してください。

受診を要する場合は、かかりつけ医（妊婦、透析患者はかかりつけ医に特に連絡を）や又は診療・検査医療機関に相談を。「福島県 診療検査医療機関」で検索

- 医療用の自己検査キットも活用しましょう。

重症化リスクが低く、症状が軽い方（有症状者、濃厚接触者）は、**検査キットの無料配布も活用**ください。

福島県新型コロナ検査キット配布センター 0120-941-546（毎日9:00~19:00） ※Web（24時間受付）または電話でお申し込みください。

Web申込



感染不安を感じる県民の方（無症状者に限る）は、**積極的に無料検査を活用**ください。

無料検査所 県内207箇所 「福島県 無料検査事業者」で検索

- 重症化予防のためにも、未接種者等については速やかなワクチン接種をお願いします。

未接種者、3回目接種を受けていない**若い世代の方々**、高齢者や医療従事者など**4回目接種を予定されている方**は、速やかな接種をお願いします。また、**小児接種**についても検討してください。

福島県陽性者登録センターの活用について

- 新規感染者急増により医療機関の体制がひっ迫しています。医療機関以外の検査で「陽性」となった方が、**医療機関への受診を経ずに陽性者として登録する「福島県陽性者登録センター」**を開設しました。**地域医療への負荷を減らすためにご活用ください。**
- 「いつ、だれが」感染してもおかしくない状況です。陽性になった場合に備え、**食料・薬等をストック**しておきましょう。

<陽性者登録センターの対象者> ※以下のすべてに該当し、医療機関の受診が不要とご自身で判断できる方

- 福島県在住者 ○小学生～65歳未満 ○基礎疾患などの重症化リスク因子がない方 ○妊娠していない方 ○軽症または無症状

① 県配布センター



② 無料検査



③ その他 (自費購入など)



※国に承認されたキットに限る
「研究用」は不可

福島県陽性者登録センター

【令和4年8月22日(月)9時より開設】
(受付時間) 9時から(土日祝日も受付)

<申請フロー>

- 1 WEB上での申請受付 ※ 1日800件(8/23～)
- 2 医師による確定診断 ※ 薬の処方はいりません
- 3 申請結果の通知
- 4 HER-SYSによる発生届提出
- 5 問合せコールセンター



発生届提出

保健所

発生届受理



自宅療養の備え

- **生活必需品**を予め**数日分ストック**しておきましょう

- ・ 食料
- ・ 日頃服用している薬や常備薬、解熱剤、抗炎症剤等
- ・ 生活用品・衛生用品、消毒用品

体調悪化時相談先

福島県フォローアップセンター



WEB申請

画像申請

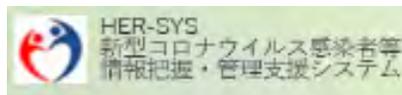
結果通知

<申請WEBサイト>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/yousei-touroku.html>

<問合せコールセンター>

0120-670-050(受付時間:9:00~18:00)



医療機関以外の検査 (①②③)

コロナウイルスの感染が疑われたら

こんな時、、、注意！

感染の有無を判断するため、
下記検査をご活用ください

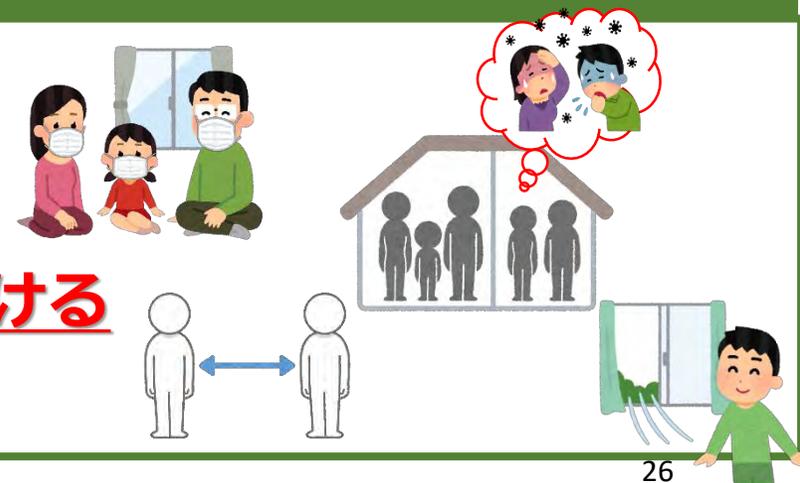
- ✓ 濃厚接触者になった場合 や 発熱や咳等の症状が少しでもある (普段と体調が異なる)
- ✓ いつもと違う行動をした場合 や 現在無症状だが不安な場合 (例)職場等でやりとりのある方が感染した(濃厚接触者ではない) など

検査キット配布センター

無料検査 (県内207箇所)

感染を家庭内に広げないために！ ※検査結果が判明するまで、または感染しているか不安な時・・・同居者に高齢者や重症化リスクの高い方、医療従事者がいる場合は特に注意しましょう！

- 家の中でも場面に応じてマスクを着用
- 距離を十分に確保し、可能な限り生活空間を分ける
- 少しでも症状がある場合には家族も含め人との接触を避ける
- 2か所の窓を常時開けるなど十分な換気を行う



福島県感染拡大警報強化版 (BA.5 対策強化宣言)



令和4年8月12日～9月19日
福島県

福島県感染拡大警報強化版

(BA.5 対策強化宣言)

- 1 基本的な感染対策の再点検と徹底
- 2 陽性になった場合の備え
- 3 速やかなワクチン接種
- 4 検査のさらなる活用
- 5 効果的な換気
- 6 移動時の注意喚起
- 7 子どもと高齢者の感染対策
- 8 事業所での感染対策
- 9 医療を守る対策の強化

I 基本的な感染対策の再点検と徹底

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 場面に応じてマスクの正しい着用や、人と人の距離を十分に確保することを徹底してください。
- 感染リスクの高い場面（3密や混雑、大声を出す）を避けてください。
- 普段会わない人と会うときは、より一層注意をしてください。
- のどの痛み、せき、発熱などの症状がある場合は、外出を控え、会食やイベント等、多くの人が集まる場所に行かないようにしてください。
- 会食は、黙食とし、会話時にはマスクを着用してください。また、人と人の距離を十分に確保し、短時間としてください。

Ⅱ 陽性になった場合の備え

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 高齢者や基礎疾患がある方を感染から守るために、家中での生活動線の分け方を事前に家族で相談しましょう。
- 以下のような生活必需品を数日分ストックしておきましょう。
 - 食料（主食、缶詰・インスタント食品、ゼリー飲料など飲みやすいもの）
 - 日頃服用している薬や常備薬、解熱剤、抗炎症剤等
 - 生活用品・衛生用品（トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品、洗剤、紙おむつ等）、消毒用品

Ⅲ

速やかなワクチン接種

(※予防接種法第8条接種推奨及び第9条努力義務)

- 新型コロナウイルスワクチンの接種による発症予防効果や重症化予防効果は、時間の経過に伴い徐々に低下していくことが示唆されています。一方で、3回目接種によって、低下した予防効果が、高まるという報告がされています。
- 新型コロナウイルス感染症者は高齢者ほど重症化しやすいことが明らかとなっており、4回目接種により、高い重症化予防効果が得られます。以下の対象者で未接種の方は、速やかなワクチン接種の検討をお願いします。
 - ・ 60歳以上の方
 - ・ 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方
 - ・ 18歳以上60歳未満で医療機関等の従事者の方
- まだ、一度も接種されていない方を含め、ワクチン接種がお済みでない方は、速やかなワクチン接種をお願いします。
- 5歳以上11歳以下のお子さまについても、ワクチン接種についてご検討ください。

IV 検査のさらなる活用

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 感染不安を感じる県民の方（無症状者に限る）を対象に、無料で検査が受けられる機会を提供しています。積極的に活用してください。
- また、濃厚接触者または症状がある方のうち、重症化リスクの少ない方には、抗原定性検査キットを無償で配布します。

V 効果的な換気

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 換気扇等による常時換気、2方向の窓開け換気等、十分な換気量を確保してください。
- 十分な外気の取り入れ・排気により、空気のおどみを解消する、空気の流れに対して平行にパーティションを配置する等、感染を防ぐための空気の流れに配慮をしてください。
- 換気量を確保するため、定期的に機械換気装置の点検やフィルターの清掃をしてください。

VI 移動時の注意喚起

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 移動先の感染情報を把握し、混雑する場所や感染リスクの高い場所では、マスクの正しい着用や人と人との距離の確保等に注意し、感染対策を徹底してください。
- 移動中の車内でもマスクの正しい着用や換気を行う等、感染リスクに注意し、感染対策を徹底してください。
- 県外との往来等、普段と違う行動をとった方は、帰県後一週間は人との接触をできる限り避けてください。

Ⅶ 子どもと高齢者の感染対策

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 給食時間や部活動、放課後児童クラブ等において、感染防止対策を徹底してください。
- 家庭において、検温等により体調を確認し、少しでも症状があれば、登校しない、または部活動等に参加しないようにしてください。
- 混雑する場所への外出や会食、イベント等への参加など、感染リスクの高い行動を控えてください。特に、高齢の方や基礎疾患のある方、周困の方は、意識して行動してください。
- 高齢者施設や児童福祉施設等においては、利用者・職員の感染対策を徹底し、感染拡大を防止してください。

VIII 事業所での感染対策

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 業種別ガイドラインの遵守をお願いします。
- 従業員等の手指消毒、マスク着用の徹底、換気励行などの感染対策を徹底してください。
- 在宅勤務（テレワーク）等の人と人との接触を減らす取組を推進してください。
- 従業員等の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に少しでも違和感がある場合は出勤させないようにしてください。
- 従業員が休みやすい環境づくりと、従業員が休んでも事業を継続できる取組を推進してください。
- 感染者・濃厚接触者となった従業員の休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないでください。

IX 医療を守る対策の強化

(※特措法第24条第9項に基づく要請)

- 医療機関における感染拡大は、医療体制のひっ迫につながる恐れがあります。医療従事者等に感染を広げない行動を取ることを徹底してください。
- 医療機関（救急外来等）の利用適正化に協力をお願いします。
 - 緊急を要する場合を除き、救急外来の診療は避け、通常の診療時間内に受診をしてください。
 - 感染の有無を確認する検査のためだけの受診は控えてください。
- 軽症で重症化リスクのない方は医療機関を受診せず、「福島県陽性者登録センター」を利用するなど、地域医療への負荷を減らすための協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠: 前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	対策本部、総務部
4		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	R2/6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
7	R2/6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
8	R2/7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
9	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
10	R2/9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
11	R2/11/6～	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
12	R2/12/1～	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
13	R3/2/12	・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
14	R3/7/1～	・感染拡大地域との不要不急の往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/7/1～R3/9/30) 「感染拡大地域との往来は注意を」を表示(R3/10/1～R3/11/18) 「移動する時は、感染防止対策を」を表示(R3/11/19～当面の間)	土木部
15	R3/12/20～	・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、注意喚起の広報を実施	対策本部、総務部
16	R4/2/16	・ダルライザーを起用した子ども向けの感染対策動画の作成・ホームページでの周知	対策本部
17	R4/4/25	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第27版)を作成	対策本部

(2) サーベイランス・情報収集

18		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	--	-------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載

(3)まん延防止

1)感染拡大防止対策等

①全般的な取組			
19	R2/6/17	・ 接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
20	R2/9/11	・ 「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
21	R2/10/23	・ 県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
22	R2/11/19	・ 県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
23	R2/11/20	・ 市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について(通知)」を発出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。(内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし)	観光交流局
24	R2/12/9	・ 庁内各部局、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」を発出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
25	R2/12/11	・ 新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
26	R2/12/14～	・ 感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
27	R3/2/15～	・ 高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
28	R3/2/26～	・ 福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
29	R3/3/1	・ 高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
30	R3/3/2	・ 市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体へ配布	対策本部
31	R3/3/3	・ 医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
32	R3/4/8	・ 感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始	保健福祉部
33	R3/5/10～	・ 感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部
34	R3/11/25	・ 5,000人超かつ収容人数50%以上のイベントの開催に伴う感染防止安全計画の受付を開始	対策本部
35	R3/12/27	・ ワクチン・検査パッケージ活用等に必要となる検査開始	対策本部
36	R4/1/3	・ 無料検査(感染拡大傾向時の一般検査事業)の実施(～令和4年9月30日) ※8/26延長決定(8/31→9/30) 「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」による無料検査(「県民割」等の旅行、イベント参加の際に必要な検査)は令和4年8月31日で終了	対策本部

37	R4/5/13	・市町村に対し、子どもの感染拡大防止重点対策に伴う児童関連施設における感染症対策の徹底(家庭内・施設内)を依頼する文書を発出。	こども未来局
38	R4/6/9	・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
39	R4/6/13	・「子どもの感染拡大防止重点対策」の終了に伴い、「感染拡大防止のための基本対策」に移行	対策本部
45	R4/7/29	・児童福祉施設等に対し、オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方針を知らせる文書を発出。	こども未来局
41	R4/7/20	・福島県感染拡大警報発出	対策本部
42	R4/8/12	・「福島県医療非常事態宣言」及び「福島県感染拡大警報強化版(BA.5対策強化宣言)」発出	対策本部
	R4/8/26	・「福島県感染拡大警報強化版(BA.5対策強化宣言)」の期間を9月19日まで延長	
43	R4/8/18	・夏季休業明けに係る新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底について通知。 部活動における宿泊を伴う遠征や合宿等の活動を当面の間停止し、授業や部活動における感染リスクの高い活動については、各学校の状況に応じて慎重に検討。	教育庁
44	R4/8/29	・市町村に対し、「福島県感染拡大警報強化版」の延長に伴う児童関連施設での感染症対策の徹底を依頼する文書を発出。	こども未来局
45	R4/8/29	・児童福祉施設等に対し、感染症対策の徹底を依頼する文書を発出。	こども未来局
46		・医療機関に対する医療資材の配布、福祉施設に対するマスク・消毒液の配布を実施	対策本部、保健福祉部、こども未来局

(4) 医療等

1) 相談体制

47	R2/2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、保健福祉部
48		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応)	対策本部、保健福祉部
49	R2/5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 ・帰国者・接触者相談センター:15回線 ※21:00～8:30は4回線	対策本部、保健福祉部
50	R2/11/1～	・「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
51	R3/1/18～	・19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部
52	R3/4/28～	・受診・相談センターへの電話、通訳支援を実施する外国人住民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充	生活環境部
53	R4/4/28	・重症化リスクが低い自宅療養者の健康観察・相談業務を実施する自宅療養者等フォローアップセンターを開設	対策本部

2) 外来医療提供体制

54	R3/2/24～	・県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
55	R3/11/1～	・県内の地域外来の設置数19(うち県委託16)	対策本部

56	R4/7/11	・発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、620機関を指定	対策本部
57	R4/8/22	・重症化リスクの高い方が適切に医療機関を受診できる体制を確保するため、重症化リスクがない方を対象に、医療機関への受診を経ずに陽性者として登録する「福島県陽性者登録センター」(医師配置)を設置	対策本部
3) 検査体制			
58	R2/9/1～	・妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
59	R4/5/20～	・県内の一日あたりのPCR等検査能力は通常最大時で11,500検体	対策本部、保健福祉部
60	R4/7/11	・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として令和2年9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が662となった。	保健福祉部
61	R4/7/29	・重症化リスクの低い濃厚接触者・有症状者に抗原定性検査キットを配布(実施期間:令和4年7月29日～10月31日)	対策本部
4) 病床等確保と入院患者受入体制			
62	R2/4/1～	・県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、保健福祉部
63	R2/4/7～	・対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、保健福祉部
64	R2/5/26	・医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
65	R3/12/10	・保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を確保 病床:通常時最大709床(計画上650床) 緊急時最大799床(計画上750床) 宿泊療養施設:最大室数603室(計画上600室) 入院待機ステーション:2施設(いわき市・郡山市(追加))	対策本部、保健福祉部
66	R4/3/25	・宿泊療養施設の稼働室数1,547室	対策本部
67	R4/8/19	・保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を見直し 病床:即応病床 757床 通常時最大 761床 緊急時最大 823床	対策本部、保健福祉部
5) 患者受入・移送体制			
68	R2/6/11	・新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、保健福祉部
6) 医療人材の確保			
69	R2/5/26	・[再掲]医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
7) 診療情報の共有			
70	R2/4/30	・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、保健福祉部
71	R2/5/14	・「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始	対策本部、保健福祉部

(5) 経済・産業・雇用対策

①企業への経営支援等			
72	R2/3/5	・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
73	R2/7/9～	・ 活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助)	商工労働部
74	R4/3/25	・ 福島県内在住者を対象とする福島県内に1泊以上宿泊する商品を対象とした宿泊割引事業「県民割プラス」の予約受付を開始。	観光交流局
	R4/3/30	・ 県民割の対象範囲を拡大し、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県内在住者を対象に加えた予約受付を開始	
	R4/5/6	・ 県民割の実施期間を延長するとともに、対象範囲を拡大し、新たに北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県を対象に加えた予約受付を開始	
	R4/8/26	・ 県民割の実施期間を延長し9/30宿泊分までの予約受付を開始。(宿泊対象期間:9/1チェックイン～10/1チェックアウト)	
75	R3/11/1～	・ ふくしま飲食店応援事業「オールふくしま食べて応援キャンペーン」利用期限延長(令和4年9月30日まで)	商工労働部
	R4/5/18、 6/15、7/13	・ ふくしま飲食店応援事業「オールふくしま食べて応援キャンペーン」食事券追加販売	
76	R4/6/1	・ 新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)及び伴走支援型特別資金(新型コロナに係るもの)の取扱期間の延長(令和4年11月30日融資実行分まで)	商工労働部
②世帯への貸付制度等			
77	R2/3/25	・ 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
78	R2/4/20～	・ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部
③相談体制			
79	R2/1/29	・ 商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)	商工労働部
80	常設	・ 福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
81	R2/3/3	・ 県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
82	R2/2/14～	・ 福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
83	常設	・ 東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
84	R2/4/21	・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
85	R2/4/21	・ 「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
86	R3/4/1～	・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食向け米の販売量が減少し、前年に比べ民間の米の在庫量が増加することに伴い、令和2年産米に続き、令和3年産米の価格下落が懸念されていることから、令和3年産の主食用米を飼料用米等の非主食用米への作付の転換を推進する。	農林水産部

87	R3/10/8	・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年又は令和4年の収入保険に新規加入する際の保険料の一部に対して補助金を交付する。	農林水産部
88	R3/10/9～	・新型コロナウイルス感染症の影響で中食・外食向け県産米の販売量が減少し、米の在庫量が増加していることから、県内量販店での販売キャンペーンを実施し、県産米の需要拡大と在庫量の解消を図る。	農林水産部
89	R3/10/11～	・新型コロナウイルス感染症による飲食事業者の休業等に伴い、県産農林水産物の外食需要が低迷し影響を受けている事業者があることから、コロナ禍でも売上好調なオンラインストアへの出店を支援し、事業者の販売力強化を図る。	農林水産部

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

90	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
91	R2/4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
92	R2/9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
93	R2/10/7	・インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部
94	R3/7/21	・新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におけるシトラスリボンの着用	対策本部
95	R3/9/15	・インターネットを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防止するための啓発事業を拡大して実施。「ゆたかくんとこころちゃんの思いやり物語」で人権侵害の具体的な事例を取り上げた4コマ漫画を月1回配信予定)	生活環境部
96	R4/2/8	・「優しさは、心を結ぶ。」において、改めて新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等防止の呼びかけを実施。	生活環境部

2) 緊急事態宣言後の取組み

97	R4/6/9	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	--------	------------------------------	------

3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

98	R4/6/9	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	--------	------------------------------	------

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員のサービスの取扱い（接種を受ける場合、副反応が生じた場合）について各所属に通知。（R3/5/31）
- 子どもの感染拡大防止重点対策が終了し、基本対策に移行したことを踏まえ、以下の内容を各所属に通知。
 - ・在宅勤務等の積極的な活用
 - ・職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・職務外においても基本的な感染対策を徹底すること（R4/6/13）
- オミクロン株BA.5系統の置き換わりにより感染者が急増し、濃厚接触者の待機期間等が変更されたことに伴い、以下の内容を各所属に通知。
 - ・濃厚接触者の把握方法
 - ・自宅待機期間の短縮の要件・実施方法等
 - ・濃厚接触者の自宅待機期間においても基本的な感染対策を徹底すること

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ こども未来局

- 市町村に対し、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間及び健康観察の重点化について通知する文書を発出。（R4/7/29）
- 市町村に対し、夏休み中における放課後児童クラブ等での感染症対策の徹底（学校との連携・熱中症への対応）を依頼する文書を発出。（R4/8/10）

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備（出発、到着とも対応可）
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備

- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ（R3/5/21令和3年度第5号補正専決処分）
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、福島県観光物産交流協会、県内観光協会、ビッグパレットふくしま、民泊事業者、福島空港、日本橋ふくしま館、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、県通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」について周知。
- 観光庁「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」に基づく、本県における「陽性者発生時を含む緊急時の対応」をとりまとめ、コロナ本部と調整の上、ホームページに掲載。（R4/6/27）
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、民泊事業者、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、市町村観光担当課に対し、観光庁「外国人観光客受入れ対応に関するガイドライン」（R4.9.2改訂）について周知。（R4/9/6）

◆ 土木部

(1) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（R2/5/22～）

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年度及び令和3年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。（令和2年9月議会福島空港条例改正）
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
 使用期間：原則6ヶ月
 使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額
- 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。（R2/12/23）

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底（消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など）

- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

◆ 病院局

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施（R2/3/6～）
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限（R2/3/9～）
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整（R2/3/11～）
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施（R2/4/17～）

◆ 議会事務局

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ 警察本部

(1) 県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

(2) 勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）→6月末日をもって中止

◆ 知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施